

事 務 連 絡
令和2年12月21日

各局 アスベスト担当課

総合政策局 環境政策課

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

標記のことについて、環境省から、別紙のとおり、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法を改正し、これに伴い、関係告示等が公布された旨通知がありました。

つきましては、貴局におかれましても、法改正の趣旨をご理解の上、関係機関への周知等にご協力いただくようお願いいたします。